

英の養子縁組「血縁より環境」

日英の養子縁組

厚生労働省の資料をもとに作製

| | 日本の特別養子縁組 | 英国の養子縁組 |
|--------|---|--|
| 養子の年齢 | 原則6歳未満 | 原則18歳未満 |
| 親親の条件 | 20歳以上の夫婦、一方が25歳以上 | 21歳以上。夫婦に限らず、単身者、同性愛者もOK |
| 実親の同意 | 必要 例外 ・親が意思表示できない ・養子となる者の利益を著しく害する理由がある | 必要 例外(裁判所が判断) ・親が見つからない ・親が同意することができない ・子の福祉を著しく侵害している |
| 実親との関係 | 終了 | 終了 |



ジョン・シモンズさん

26年に養子制度の法律が作られ、70年代に、社会で子どもを育てる選択肢の一つとして重視されるようになり、制度の基礎ができました。同時に、血がつながっていても養育が不適切ならば「遺伝(血縁)より環境が大軍」との考えが定着しました。現在は、保護された子にとって特別養子縁組が最良かどうかを自治体が決め、公費で54の民間事業者やボランティア団体が仲介・支援し、

「どんな組織ですか。正式名称は、Coram British Association for Adoption and Fostering(英国養子縁組里親委託機関協会)。養子縁組と里親委託に関わる自治体や民間団体などに、支援や情報を提供する拠点機関です。政府への助言もしています。」
—日本では民間事業者を規制するあつせん法案が議論されています。英国ではどのように制度を整えましたか。

貧困や虐待などで実親が育てられない子どもを、安定した新たな家庭で育てる特別養子縁組。制度をより使いやすくする議論が国内で進んでいます。1970年代から積極的に養子縁組を進めてきた英国で、長年支援に携わってきた民間機関「Coram, BAAF」の政策責任者、ジョン・シモンズさん(67)に、その理念と実情を聞きました。

実親との分離に悩み 揺り戻しも

裁判所が最終決定します。政府の専門機関が監査します。
—実親の意思をどう尊重していますか。

2002年の法律で改革をしました。子どもの利益を一番に考え、自治体の実親の同意を得られなくても、薬物やアルコール依存、障害などで養育不可能と判断できる場合、裁判所が養子縁組を決定できるようになりました。

—日本では養親は法律婚の夫婦に限り、子どもも原則6歳未満です。英国は?

養親は21歳以上で、犯罪歴がなく仕事安定し、英国に1年以上住んでいれば事実婚でも可能です。単身者、同性愛者も拒んでいません。重要なのは、愛情、養育意欲、忍耐力、養うに足る経済力です。子は18歳未満。すべての子が利用できる権利を保障しています。
—そんな英国で揺り戻しが起きているそうですね。

実親の養育が困難な家庭で、地方の裁判所が養子縁組を認めたのですが、最高裁が13年に「もっと親や親族を支援し、実親から引き離すことなく養育することをさらに検討すべき」という理由で決定を差し戻しました。それを機に養子縁組の成立が滞り、BAAFでも、年間約150人の仲介が昨年54人に減り、今は養子縁組の仲介をやめています。ただ判決後も、実親や親族に

メモ 日本には実親との法的関係が残る普通養子縁組と、法的関係がなくなる特別養子縁組がある。普通養子は家制度を守るための要素が強かった。特別養子は児童福祉法に、保護が必要な子の選択肢の一つと明記されている。

育てられることになった子どもが虐待死する事件が起きています。

—実親と永続的に分離する判断は難しいですね。

国連の「児童の代替的養護に関する指針」では、子どもが永続的な愛着を結ぶ環境を重要な目標にしています。英国でも①実親②親類③養子縁組④里親⑤施設の順番で検討します。実親の養育の可能性、そして親権判断の判断は、極めて繊細で難しい。実親を支援するために地域の資源を整備しながら、養子縁組を促進していくことが子どもの幸せにつながることを私たちは思っています。
—「自身も2人の養子のお父さんなのでね。」
2人とも独立し、家庭を持ちました。血縁がなくても、親子となり、かけがえない存在になりました。養子縁組は、子どもに一生の家族を与えることができます。

(聞き手・山内深砂子)